

資料 5 - 4

鳥取市屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定（平成 24 年鳥取市告示〇〇号）

鳥取市屋外広告物条例施行規則（平成 24 年鳥取市規則第〇〇号）別表第 1 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準の表第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。

- 1 鳥取都市計画区域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域
- 2 次の表の左欄に掲げる道路又は鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域

（1）道路

路 線 名	地 域
一般国道 9 号	鳥取市福部町細川、福部町海士、福部町湯山、湖山町北五丁目、伏野、気高町宝木、気高町下坂本、気高町浜村、気高町八束水及び青谷町青谷の地域
一般国道 29 号	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、古海、津ノ井、桂木、船木、広岡及び海蔵寺の地域
一般国道 53 号	鳥取市河原町袋河原、河原町釜口、用瀬町用瀬及び用瀬町鷹狩の地域
一般国道 482 号	鳥取市佐治町加瀬木の地域
県道郡家鹿野気高線	鳥取市気高町浜村、気高町勝見、気高町新町三丁目、気高町北浜三丁目、鹿野町今市及び鹿野町鹿野の地域
県道若葉台東町線	鳥取市桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺の地域

（2）鉄道

路 線 名	地 域
西日本旅客鉄道株式会社山陰本線	鳥取市福部町細川、福部町栗谷、伏野、気高町宝木、気高町浜村、気高町勝見及び青谷町青谷の地域
西日本旅客鉄道株式会社因美線	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木、海蔵寺、用瀬町用瀬及び用瀬町鷹狩の地域